解散公告（第一回）

当法人は、責任役員会の決議及び東京都の認証を受け平成二十六年一月二十一日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

東京都杉並区大宮二丁目二番五号

聖徳山太子殿

清算人　村田　憲彦

解散公告（第一回）

当法人は平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

長野県諏訪市霧ヶ峰角間沢東一三三三八番二七号

財団法人世界平和同願会

代表清算人　入来院重朝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月三十一日午後五時に存立期間満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

愛知県稲沢市福島町中浦一二番地の一

農事組合法人稲沢市千代田植木生産組合

清算人　吉田　英男

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年一月二十八日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

愛知県知多市新知東町三丁目二七番地の一

知多新知東部土地区画整理組合

清算人代表　竹内　丈夫

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年一月二十三日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

奈良県大和郡山市北郡山町二四八番地

大和郡山市土地開発公社

清算人　吉村　安伸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

宮城県仙台市太白区富沢一丁目一二番二六号

医療法人美瑛

清算人　政本　健

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日移行期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

栃木県栃木市嘉右衛門町七番地

財団法人栃木高等洋裁学院

代表清算人　後藤　年江

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

広島県呉市東中央一丁目五番二号

財団法人平田学園

代表清算人　平田　敦子

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

広島県府中市上下町上下六九一番地

蟻集財団

代表清算人　重森　峰男

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日開催の茨城町議会定例会の決議により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤一〇八〇番地

茨城町土地開発公社

代表清算人　柴　義則

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年一月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

愛知県東海市荒尾町前田七九番地

東海渡内特定土地区画整理組合

代表清算人　森本　清英

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年一月十四日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十四日

和歌山県海南市日方一五二五番地六

海南市土地開発公社

清算人　宮脇　昭博

配当公告

福井市南四ツ居一丁目一番一四号

破産者　株式会社松尾工務店

右の者に対する福井地方裁判所平成二十四年（フ）第三八六号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九〇五、〇二七、〇八九円

一、配当することのできる金額

金四九、七七六、四九九円

平成二十六年二月十四日

福井市春山一丁目八番二号

破産管財人　宮本　健治

配当公告

愛知県愛西市二子町上丸島一一三番地の一

破産者　株式会社黒田ゴム工業所

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第一六九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一三一、五五〇、五四一円

一、配当をすることのできる金額

金三〇、三〇二、四三七円

平成二十六年二月十四日

名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号キリックス丸の内ビル八〇二号

破産管財人　池田　桂子

配当公告

愛知県名古屋市守山区小幡太田四番一二号

破産者　名古屋手袋株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第八五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三三八、三六四、六六一円

一、配当することのできる金額

金五〇、三三四、七六四円

平成二十六年二月十四日

名古屋市東区筒井二丁目七番二七号

破産管財人　石井　三一

競争参加者の資格に関するお知らせ

官報（号外政府調達第217号・平成25年11月19日）において公示の平成26年度及び平成27年度における日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「当グループ」という。）の広報・宣伝活動に関する者（以下「グループ指定広告代理店」という。）を決定しましたので、次のとおりお知らせします。

平成26年2月14日

日本郵政株式会社

代表執行役社長　西室　泰三

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

1　グループ指定広告代理店

(1)　株式会社アサツー　ディ・ケイ

(2)　株式会社エヌ・ティ・ティ・アド

(3)　株式会社電通

(4)　株式会社　東急エージェンシー

2　お問い合わせ先

日本郵政株式会社　経営企画部門広報部宣伝担当

担当：奥田、渡邉、藤田（03―3504―4702）